

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(令和5年度実施計画分)実施事業一覧

実施計画 事業番号	事業名称	事業概要(①目的・効果、②交付金を充当する経費内容、③積算根拠(対象数、単価等) 、④事業の対象(交付対象者、対象施設等))	総事業費(千円)
1	価格高騰支援給付金事業 (住民税非課税世帯等向け)【低所得者世帯給付金】	①コロナ禍において物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する ②低所得世帯への給付金 ③給付金総額 令和5年度分の住民税均等割非課税世帯 30千円×1,695世帯 令和5年家計急変世帯 30千円×5世帯 ④令和5年度分の住民税均等割非課税世帯、令和5年の家計急変世帯	51,000
2	価格高騰支援給付金事業 (住民税非課税世帯等向け) (事務費)	①コロナ禍において物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持するにあたって必要な事務経費 ②低所得者への給付金に係る事務費 ③消耗品費:50千円(事務用品)、 印刷製本費:165千円(封筒ほか) 郵送料:454千円 振込手数料:100円×1.1×1,700件=187千円 システム改修委託料:1,200千円 時間外勤務手当:300千円 ④令和5年度分の住民税均等割非課税世帯、令和5年の家計急変世帯	2,356
3	住民税均等割世帯価格高騰緊急支援給付金事業	①コロナ禍において物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する(事業No1の横出し分) ②低所得世帯への給付金 ③給付金総額 令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯 30千円×430世帯 ④令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯	12,900
6	住民税均等割世帯価格高騰緊急支援給付金事業(事務費)	①コロナ禍において物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する事業No1への横出しを行うにあたって必要な事務経費 ②低所得者への給付金に係る事務費 ③消耗品費:10千円(事務用品)、 印刷製本費:60千円(封筒ほか) 郵送料:120千円 振込手数料:53千円 ④令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯	243
7	生活応援商品券発行事業	①コロナ禍においてエネルギー・食料品価格等の物価上昇の影響を受けている町民の生活を支援するため、町内店舗で使用可能な商品券を発行し、全戸へ配布するもの ②委託料 ③委託料:95,800千円 【委託料内訳】 商品券換金:16,000人×5千円×使用率100%=80,000千円 参加店協力金:16,000人×5千円×使用率100%×5%=4,000千円 参加店応援金:30千円×160店舗=4,800千円 事務費:7,000千円(印刷費、広報費、発送費等) ④町民	95,800
8	畜産経営緊急救済事業	①コロナ禍において飼料価格・物価等の高騰により、経営が圧迫されている畜産農家に対し、緊急的に支援を行うことにより畜産経営の維持・継続を図るもの ②補助金 ③補助金:5,875千円 (補助金内訳) A)酪農経営支援 4月:59円/日×30日×123頭=218千円 R5.5月~R6.3月:76円/日×335日×123頭=3,132千円 B)養鶏経営支援:48,000羽×3.3×15円×1/6=396千円 C)和牛経営支援:320頭×10,867円×1/4=869千円 D)繁殖牛経営支援:180頭×7,000円=1,260千円 ④町内畜産農家	5,875
9	障がい児・者施設等物価高騰対策支援事業	①コロナ禍においてエネルギー、食料品等の価格高騰の影響を受ける町内の障がい福祉サービス事業所等を運営する事業者に対し、提供するサービス種別に応じた支援を行うもの ②補助金 ③対象法人数:7法人 27~70千円/施設・事業所 (居住系施設、通所系事業所は2~3千円/定員・人を加算) ④町内に所在する障がい福祉サービス事業所等を運営する法人	1,167
10	子ども食堂等物価高騰対策支援事業	①コロナ禍においてエネルギー、食料品等の価格高騰の影響を受ける町内の子ども食堂及びDV被害者等支援施設を運営する事業者の支援を行うもの ②補助金 ③子ども食堂:33千円/施設×1施設=33千円 DV被害者等視線施設18千円/施設×1施設=18千円 ④町内に所在する子ども食堂、DV被害者等支援施設を運営する法人	51
11	高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業	①コロナ禍において物価高騰の影響を受ける一方で収入は原則公定価格で決まっているなど、高騰分を価格転嫁できない町内の高齢者施設等を運営する事業者に対し、提供するサービス種別に応じた支援を行うもの ②補助金 ③対象法人数:10法人 35~175千円/施設・事業所 (通所系事業所、入所・居住系施設、準入居施設は2千円~10千円/定員等・人を加算) ④町内に所在する高齢者施設等を運営する法人	7,200

実施計画 事業番号	事業名称	事業概要(①目的・効果、②交付金を充当する経費内容、③積算根拠(対象数、単価等) 、④事業の対象(交付対象者、対象施設等))	総事業費(千円)
12	学校保健特別対策事業費補助金	(感染症流行下における学校教育活動体制整備事業) ①小・中学校における新型コロナウイルスの感染防止を図るため、対策に必要な物品を購入 ②需用費、備品購入費 ③消耗品費(消毒液、手袋、ペーパータオル等) 小学校4校:1,400千円 中学校1校:600千円 備品購入費(網戸等) 小学校2校:500千円 ④地方公共団体	2,500
13	若桜鉄道観光需要創出事業	①コロナ禍において維持・修繕部品の高騰を受けながらも、安定した経営を継続するため、アフターコロナに向けた若桜鉄道独自の観光メニューの実施に対する取り組みを支援する。若桜鉄道でしか活用できない希少な車両DLを利用した観光商品の造成を行うことにより、鉄道事業者の営業外収益が確保されることへ支援するもの。(DL車両運転体験の継続した取り組みへの支援) ②委託料 ③DL車両を活用した観光商品の経費の総額(動力費、油脂類、修繕部品ほか1,000千円)に、八頭町・若桜町の持ち株比率を乗じて得た額 若桜町=1,000,000円×持ち株比率50.1%=501,000円、八頭町=1,000,000円×持ち株比率49.9%=499,000円 ④若桜鉄道株式会社	499
14	若桜鉄道観光列車ツアー誘客 応援事業	①コロナ禍において物価高騰の影響を受けながらも重要な社会インフラとして運航を継続する公共交通事業者を支援するため、新型コロナウイルス感染症拡大により落ち込んだ観光列車を活用した観光商品について、アフターコロナにおける確立を確保するため、主に観光シーズンに実施されるツアーに対し、列車貸切プラン料金の一部を補助する。本事業を実施することにより、沿線店舗への経済効果が生まれ、鉄道を軸とした沿線のアフターコロナに向けた観光事業の再編が図られるほか、安定した会社経営が図られ、雇用と安全輸送の維持と確保、タイヤ減便などによる利便性の低下を防ぐことができる。 ②補助金 ③60,000円/件×20件/年=1,200,000円 若桜町持株比率50.1%=601,200円 八頭町持株比率49.9%=598,800円 ④麒麟のまち観光局	599
15	低所得世帯光熱費助成事業	①コロナ禍における物価高騰・原油価格高騰の影響を受ける低所得世帯を支援するため、光熱費の上昇分を助成 ②扶助費、通信運搬費、手数料 ③扶助費 第1回目 17千円×245世帯=4,165千円 第2回目 17千円×245世帯=4,165千円 郵送料:68千円 振込手数料:88千円 県補助金:8,330千円×補助率1/2=4,165千円 ④児童扶養手当受給世帯、生活保護受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯、特別障害者手当受給世帯	8,486